

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学

受付番号	2024-2-011
倫理審査（初回審査）	2024年6月27日
研究課題名	神経変性疾患のバイオマーカーに資するPETプローブの評価
研究の対象	1985年1月～2024年3月に愛知医科大学加齢医科学研究所ブレインリソースセンターに保管されている試料のうち、神経病理学的な診断が確認されている神経変性疾患および非神経変性疾患を対象とする。
研究の概要 （試料・情報の利用目的及び利用方法）	研究目的：バイオマーカーになり得る有望な化合物を見出すこと（=PET薬剤の開発） 研究の方法：免疫学的解析、生化学的解析、タンパク質構造解析などを行い、疾患脳由来のミスフォールディングタンパク質に結合する化合物の探索を行う。
研究期間	2024年6月28日 ～ 2028年3月31日
試料・情報の利用または提供開始予定日	2024年6月28日 ～ 2028年3月31日
調査データ該当期間	1985年1月1日 ～ 2024年3月31日
試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名	愛知医科大学 学長 祖父江 元
提供する試料・情報の取得の方法	情報は過去の診療の過程で取得されたものです。試料は過去に同意をいただいて取得されたものです。
研究に用いる試料・情報の種類	試料：脳組織（凍結ブロック、固定パラフィン包埋ブロック） 情報：病態検体番号、病理診断名、性別、脳重、病歴、神経変性疾患の原因遺伝子（APP、PSEN、SNCA、GRN、MAPT）の変異の有無、ApoEの遺伝型
外部への試料・情報の提供	東北医科薬科大学への情報提供は郵送で行います。また試料は東北医科薬科大学へ送付され、その一部は分析のために東北大学へ移送します。 個人情報の保護：試料・情報を提供する前に、氏名・生年月日・住所等の特定の個人を識別できる記述を削除し代わりに研究用の番号を付け、どなたのものか分からないよう加工した上で提供します。個人と連結させるための対応表は、愛知医科大学加齢医科学研究所の研究責任者が保

	管・管理します。 また、この研究で取得した患者さんの治療に関する情報は、論文等の発表から 10 年間は保管され、その後は患者さんを識別する情報を復元不可能な状態にして破棄されます。また、患者さんが本研究に関するデータ使用の取り止めを申出された際、申出の時点で本研究に関わる情報は復元不可能な状態で破棄（データの削除、印刷物はシュレッダー等で処理）いたします。
研究代表者名及び 所属研究機関名	研究代表者：東北医科薬科大学医学部薬理学 岡村信行
研究組織 (共同研究機関名・研究責任者名)	本学の研究責任者 東北医科薬科大学 岡村信行 共同研究機関の研究責任者 東北大学 古本祥三 愛知医科大学 岩崎靖
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象といたしませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。 東北医科薬科大学医学部薬理学・教授・岡村信行 TEL：022-290-8721 E-mail：nookamura@tohoku-mpu.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 21 条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜個人情報保護法第 33 条＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合